

**平成26年度
第1回岐阜県事業評価監視委員会 次第**

日 時 平成26年6月13日(金)
10:00~11:30
場 所 岐阜県庁舎 6階 6南3会議室

1 開 会

2 委員長の選出

3 副委員長の指名

4 議事要旨署名委員の指名

5 議 事

- (1) 平成26年度再評価審議箇所について p. 3
- (2) 平成26年度事後評価審議箇所について p. 8
- (3) 現地調査の実施箇所について p. 9
- (4) 平成26年度事業評価監視委員会の開催計画について p. 15
- (5) 岐阜県公共事業再評価要綱の運用について p. 16

6 報 告

- (1) 岐阜県社会資本総合整備計画評価実施要綱の策定について p. 21

7 審議結果の取りまとめ

8 閉 会

第1回岐阜県事業評価監視委員会委員名簿

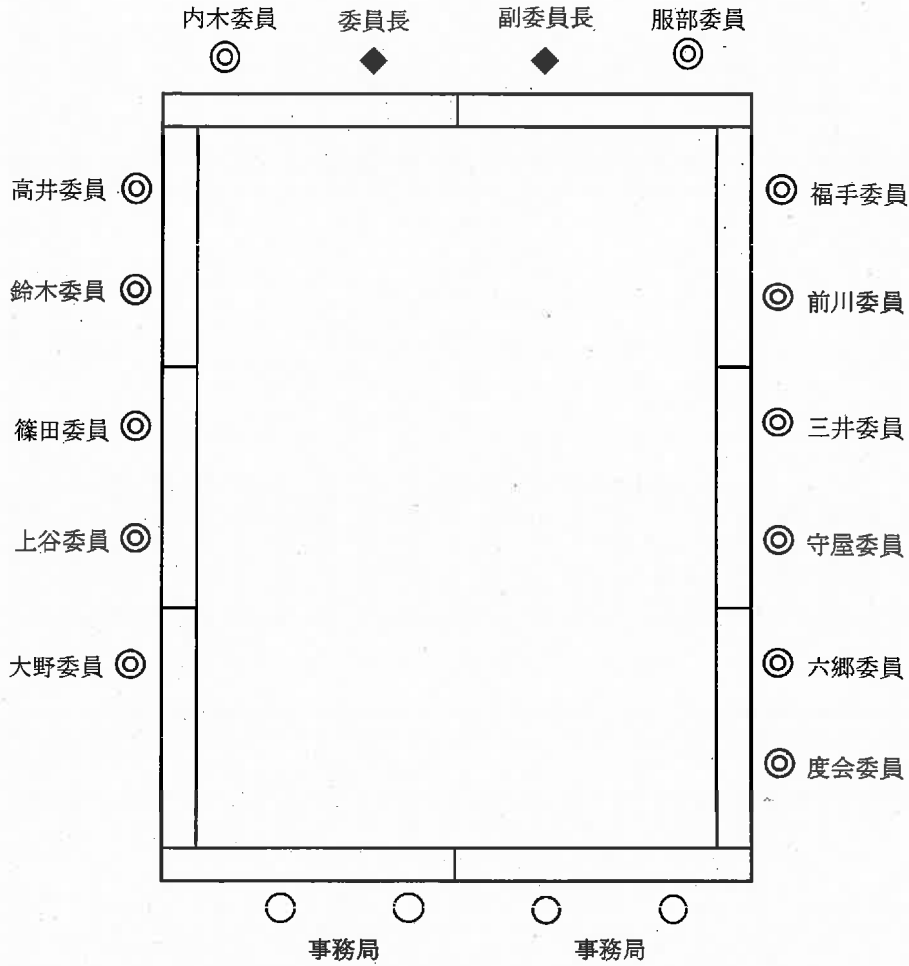
- おのの さちこ : 学生
大野 沙知子
- かみたに ちづこ : 岐阜県商工会女性部連合会 副会長
上谷 千津子
- しのだ せいろう : 国立大学法人 岐阜大学 教授 総合情報メディアセンター
篠田 成郎
- すずき たかお : 独立行政法人 国立高等専門学校機構
岐阜工業高等専門学校 教授 環境都市工学科
鈴木 孝男
- たかい こういちろう : 美濃商工会議所 会頭
高井 孝市朗
- ないき あつし : 岐阜県森林組合連合会 代表理事
内木 篤志
- はっとり あきひこ : 農業、岐阜県コミュニティ診断士
服部 昭彦
- ふくて ともこ : 岐阜県弁護士会 弁護士
福手 朋子
- まえかわ りえ : 会社員
前川 利枝
- みつ井 さかえ : 国立大学法人 岐阜大学 准教授 地域科学部
三井 栄
- もりや けいじ : 岐阜県農業協同組合中央会 専務理事
守屋 啓司
- ろくごう けいてつ : 国立大学法人 岐阜大学 教授 工学部長
六郷 恵哲
- わたらい さちこ : 一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 理事
度会 さち子

(五十音順 敬称略)

平成26年度第1回事業評価監視委員会 席表

平成26年6月13日(金) 10:00~
 岐阜県庁舎 6階 6南3会議室

<配席図>



一般傍聴席



記者席



一般傍聴席



記者席



一般傍聴席



一般傍聴席



○委員の配席は、正面向かって左から時計回りで「50音順」です。

平成26年度 再評価実施箇所一覧表

番号	担当職名	県事業			市町村事業	事業主体	事業経 択年度	完了予 定年度	全体事業費 百万円	再評価の実施区分		事業 名	路線名(地区名)	施工場所	
		補助	交付金	県庫						再評価	再評価				
1	農地整備課		○		岐阜県	H6	H32	4,247		○	県営基幹農道整備事業	下呂市	下呂市		
2	森林整備課		○		岐阜県	H6	H33	4,350		○	公共林道事業	揖斐川町	揖斐川町		
3	森林整備課			○	郡上市	H6	H30	1,280		○	公共林道事業	郡上市	郡上市		
4	森林整備課			○	中津川市	H16	H27	658		○	公共林道事業	木曾越	中津川市		
5	道路建設課			○	岐阜県	H20	H27	8,200		○	道路政策事業	濃飛横断自動車道(和良金山道路)	郡上市、下呂市		
6	道路建設課		○		岐阜県	H7	H28	6,090		○	道路政策事業	(主)多治見白川線(伊岐津志)	八百津町、御嵩町		
7	道路建設課		○		岐阜県	H15	H35	2,920		○	道路政策事業	(一)上野園線(夫夫田・半道)	美濃市		
8	道路建設課		○		岐阜県	H16	H35以降	4,650		○	道路政策事業	(国)156号(福島バイパス)	白川村		
9	河川課		○		岐阜県	S25	H50	7,540		○	広域河川改修事業	一級河川 柿瀬川	大垣市、池田町		
10	河川課		○		岐阜県	S31	H50	20,488		○	広域河川改修事業	一級河川 相川	大垣市、養老町、垂井町		
11	河川課		○		岐阜県	S51	H50	6,307		○	広域河川改修事業	一級河川 荒川	大垣市、養老町、垂井町		
12	河川課		○		岐阜県	S36	H50	11,661		○	流域治水対策河川事業	一級河川 水門川	大垣市		
13	河川課		○		岐阜県	H9	H40	9,571		○	総合流域防災事業	一級河川 津屋川	海津市、養老町		
14	河川課		○		岐阜県	S59	H45	20,937		○	広域河川改修事業	一級河川 藤川	瑞穂市、本巣市		
15	河川課		○		岐阜県	S63	H50	46,386		○	総合治水対策特定河川事業	一級河川 荒川	岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町		
16	河川課		○		岐阜県	S55	H35	5,407		○	総合流域防災事業	一級河川 荒川	羽島市		
17	河川課		○		岐阜県	S40	H50	6,610		○	総合流域防災事業	一級河川 荒田川	岐阜市		
18	河川課		○		岐阜県	S49	H50	8,929		○	広域河川改修事業	一級河川 土岐川	土岐市、瑞浪市		
19	河川課		○		岐阜県	H4	H35	1,451		○	総合流域防災事業	一級河川 肥田川	土岐市		
20	河川課				岐阜県	S54	H37	34,390		○	治水ダム建設事業	内ヶ谷ダム	郡上市		
21	河川課			○	岐阜市	S61	H35	10,754		○	総合流域防災事業	一級河川 新龍田川	岐阜市		
22	河川課			○	岐阜市	H17	H35	2,000		○	総合流域防災事業	準用河川 戸石川	岐阜市		
23	街路公園課				岐阜県	H22	H33	7,500		○	街路事業	新所平島線(平成工区)	岐南町		
24	水道企業課				岐阜県	H6	H31	20,800		○	特定広域化施設整備事業	東部広域水道事務管内	美濃加茂市、可児市、多治見市		
事業数計									3	17	0	4			
									24						

市町村長等からの審議依頼書(写し)

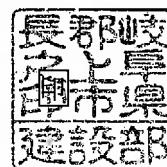
郡上市	公共林道事業(道整備交付金) 【林道 鎌辺～明山線】 p. 5
中津川市	公共林道事業(農山漁村地域整備交付金) 【林道 木曾越線】 p. 6
岐阜市	総合流域防災事業(社会資本整備総合交付金) 【一級河川 新荒田川】 p. 7
岐阜市	総合流域防災事業(社会資本整備総合交付金) 【準用河川 戸石川】 p. 7

(別記様式1)

郡建工第 222-1 号
平成 26 年 2 月 5 日

岐阜県知事 古田 肇 様

郡上市長 日置 敏 明



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

郡上市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 道整備交付金事業
- ・河川・路線名等 林道 鎌辺～明山線
- ・工区名
- ・再評価の要件 再評価後、5年を経過した時点で継続中の事業

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県事業評価監視委員会に審議を依頼することが合理的であるため

3 県の事業担当課名

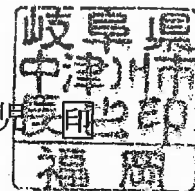
林政部 森林整備課

(別記様式1)

中福基第 104号
平成26年 2月14日

岐阜県知事 古田 肇 様

中津川市長 青山 節 様



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 農山漁村地域整備交付金事業
- ・路線名 林道 木曾越 線
- ・再評価の要件 現在施工中で採択後10年が経過したため

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

市に独自で林道整備事業に精通した委員を選任することが難しいため。

3 県の事業担当課名

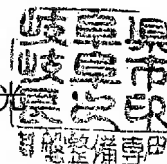
森林整備課

(別記様式1)

岐阜市基河第173号
平成26年2月17日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂光



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 都市基盤河川改修事業、総合流域防災事業
(社会資本整備総合交付金)
- ・河川・路線名等 一級河川 新荒田川、準用河川 戸石川
- ・工区名 岐阜市渋谷町ほか16、岐阜市打越字折戸ほか8
- ・再評価の要件 整備計画策定後5年を経過し事業継続中のもの

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

岐阜市では、河川事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価を必要とする他の同種の事業もなく、委員会の設置ができないため。

3 県の事業担当課名

県土整備部 河川課

平成26年度 事後評価対象箇所一覧表

番号	担当課名	事業		事業採択年度	完了年度	全体事業費 (百万円)	事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助・交付金	県単						
1	農地整備課	○		H11	H24	973	経営体育成基盤整備事業	道下	輪之内町
2	農地整備課	○		H7	H24	3,936	県営基幹農道整備事業	古川南部	飛騨市
3	森林整備課		○	H8	H24	11,413	ふるさと林道緊急整備事業	和良・明宝	郡上市
4	森林整備課		○	H13	H24	1,260	ふるさと林道緊急整備事業	權谷	下呂市
5	道路建設課	○		H6	H24	17,106	道路改築事業	(国)248号(関バイパス)	関市
6	街路公園課	○		H13	H24	8,082	街路事業	新所平島線(徳田工区)	岐南町
事業数計		4	2			6			

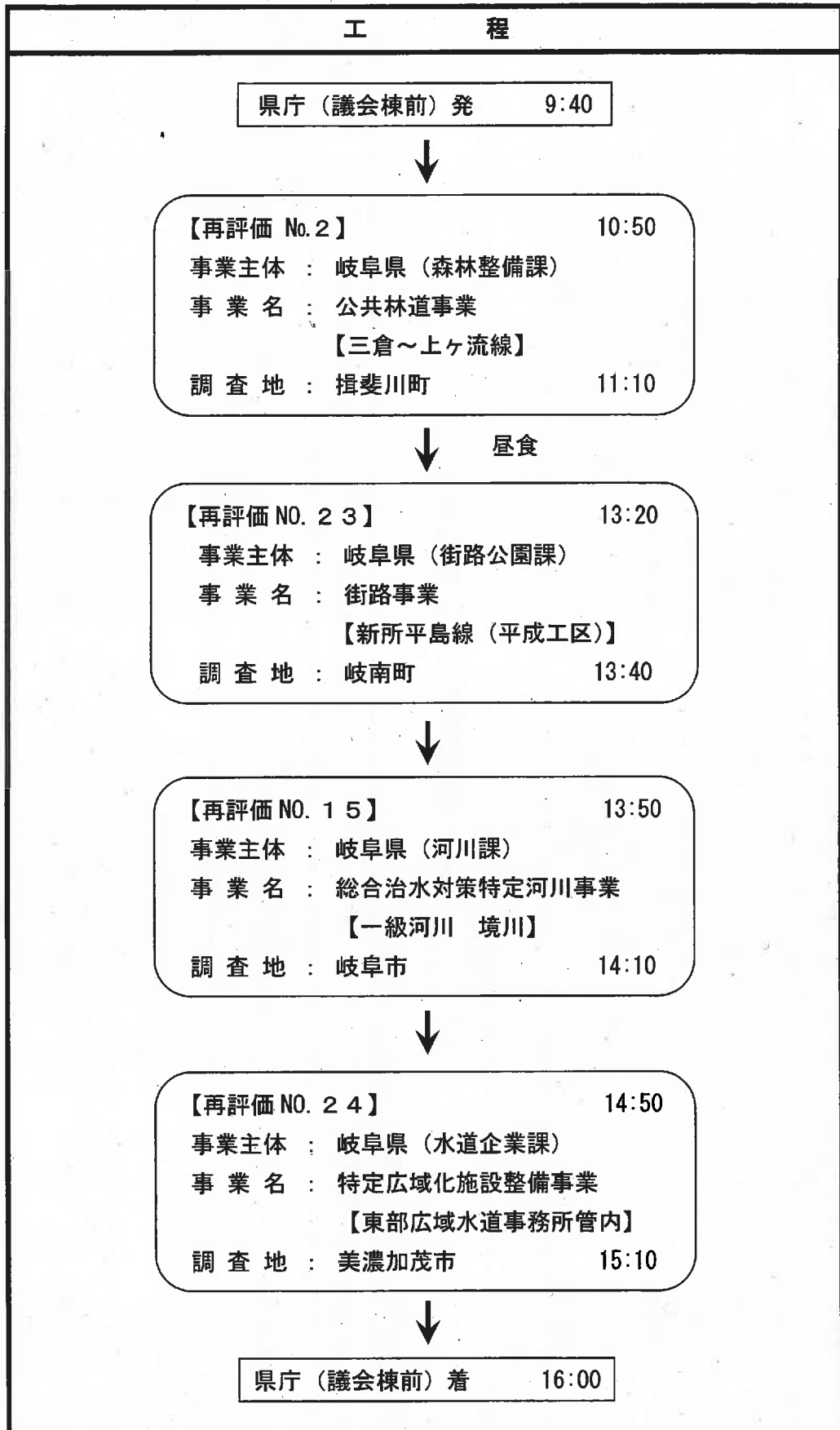
事後評価実施箇所の選定



平成26年度 事後評価実施箇所選定表

番号	担当課名	全体事業費 (百万円)	事業名	路線名(地区名)	施工場所	選定理由
2	農地整備課	3,936	県営基幹農道整備事業	古川南部	飛騨市	事業費が大きく、また、本路線の整備により飛騨市の主要農業地帯の農作物の円滑な輸送ルートが確保されたことに加え、飛騨市の東西を結ぶ農村地域の生活道路としても寄与している地域の代表路線であるため。
3	森林整備課	11,413	ふるさと林道緊急整備事業	和良・明宝	郡上市	事業実施期間も長く、全体事業費が大きい。また、森林整備など林業のみならず、郡上市の和良と明宝を結ぶ生活道路として地域の道路ネットワークの一端を担っており、整備効果が大きいと判断したため。
5	道路建設課	17,106	道路改築事業	(国)248号(関バイパス)	関市	道路建設課所管事業の事後評価対象箇所は当箇所のみのため。
6	街路公園課	8,082	街路事業	新所平島線(徳田工区)	岐南町	街路公園課所管事業の事後評価対象箇所は当箇所のみのため。

平成26年度 第2回岐阜県事業評価監視委員会
現地調査(事務局案)



平成26年度 現地調査候補箇所の事業概要

- 再評価 NO. 2
公共林道事業【三倉～上ヶ流線】 p. 11

- 再評価 NO. 23
街路事業【新所平島線（平成工区）】 p. 12

- 再評価 NO. 15
総合治水対策特定河川事業【一級河川 境川】 p. 13

- 再評価 NO. 24
特定広域化施設整備事業【東部広域水道事務所管内】 p. 24

平成26年度 現地調査予定箇所の事業概要

【再評価 NO. 2】

担当課 [森林整備課]

事業名	公共林道事業
地区名	林道 三倉～上ヶ流線
平成25年度までの進捗率	55%
事業概要	<p>①事業主体 : 岐阜県</p> <p>②事業目的 : 揖斐川町三倉地内を起点とし、同町春日六合地内へと連絡する林道であり、利用区域森林内(面積1,111ha)の路網の骨格となる幹線林道を整備することにより、効率的な林業経営と適切な森林整備に資する。また、揖斐川町春日上ヶ流地区の被災時における迂回路としても期待されている。</p> <p>③事業期間 : 平成6年～平成33年</p> <p>④総事業費 : 4,350百万円</p> <p>⑤所在地 : 揖斐郡揖斐川町三倉～春日六合</p> <p>⑥工事概要 : W=4.0～5.5m L=13,000m</p>
平成26年度事業概要	<p>事業費 : 200.9百万円</p> <p>工事概要 : W=5.0m L=300m</p>
備考	平成26年度再評価審議実施箇所

平成26年度 現地調査予定箇所の事業概要

【再評価 NO. 23】

担当課 (街路公園課)

事業名	街路事業
地区名	新所平島線 (平成工区)
平成25年度までの進捗率	23%
事業概要	<p>① 事業主体 : 岐阜県</p> <p>② 事業目的 : 本工区にはJR東海道本線と交差するボトルネック踏切があり、慢性的な渋滞が発生している。また、現道に歩道が無い区間もある。並行している国道21号など周辺道路も含めた渋滞の解消が大きな課題となっているため、車道の4車線化、踏切の除去及び歩道の整備を行うことにより、渋滞緩和および交通の円滑化を図るとともに、安全な歩行空間の確保を図る。</p> <p>③ 事業期間 : 平成22年度～平成33年度</p> <p>④ 総事業費 : 7,500百万円</p> <p>⑤ 所在地 : 羽島郡岐南町平成</p> <p>⑥ 工事概要 : 計画延長 L=846m 計画幅員 W=22.0m 現道拡幅(3.25m×4車線) 踏切除去(アンダーパス) 歩道設置</p>
平成26年度事業概要	<p>事業費 : 84百万円</p> <p>工事概要 : JR委託(概略設計)、用地補償</p>
備考	平成26年度再評価審議実施箇所

平成26年度 現地調査候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 15】

担当課〔 河川課 〕

事業名	総合治水対策特定河川事業
地区名	一級河川 境川
平成25年度までの進捗率	56%
事業概要	<p>①事業主体 : 岐阜県</p> <p>②事業目的 : 境川流域では、急速な都市化の進展や保水機能の低下により、治水安全度の低下が著しく、浸水被害が頻発しているため、河道整備だけでなく、調節池や校庭貯留などの貯留対策、排水機場による流域分離に加え、新規開発地への流出抑制対策を含めた総合治水対策を実施している。</p> <p>③事業期間 : 昭和63年～平成50年</p> <p>④総事業費 : 46,386百万円</p> <p>⑤所在地 : 岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町</p> <p>⑥工事概要 : 施工延長 L=17.9km 掘削護岸工、橋梁工 調節池工、排水機場 等</p>
平成26年度事業概要	<p>事業費 : 520百万円</p> <p>工事概要 : 橋梁工 N=2橋 用地補償、測量設計 等</p>
備考	平成26年度再評価審議実施箇所

平成26年度 現地調査候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 24】

担当課〔水道企業課〕

事業名	特定広域化施設整備事業
地区名	東部広域水道事務所管内
平成25年度までの進捗率	91%
事業概要	<p>② 業主体 : 岐阜県</p> <p>②事業目的 : 可茂地域を中心とした産業都市への発展及び人口増加に伴う給水量増加に対応するため、水道施設を拡張整備するとともに、緊急時の非常用水を確保することを目的とする。</p> <p>③事業期間 : 平成6年～平成31年</p> <p>④総事業費 : 20,800 百万円</p> <p>⑤所在地 : 山之上浄水場 (美濃加茂市山之上町) 小名田調整・配水池 (多治見市小名田町) 送水管布設 (可児市内及び多治見市内)</p> <p>⑥工事概要 : 可茂第3次拡張事業 山之上浄水場施設拡張整備 小名田調整・配水池整備 東濃西部送水幹線事業 川合浄水場～肥田調整池までの送水管(30.2km) 増圧ポンプ場整備</p>
平成26年度事業概要	<p>事業費 : 0 百万円</p> <p>工事概要 : なし (事業再評価のみ)</p>
備考	平成26年度再評価審議実施箇所

議事(4)

平成26年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画(案)

回	開催日時	開催場所	議事内容	備考
第1回	6月13日(金) 10:00~	岐阜県庁舎 6階 6南3会議室	○再評価審議箇所について ○事後評価審議箇所について ○現地調査の実施箇所について ○委員会の開催計画について	
第2回	7月18日(金)	現地調査		県公用車 (マイクロバス)
第3回	8月8日(金) 午前	岐阜県庁舎 6階 6南3会議室	○再評価の審議 ・農業農村整備事業(1件) ・林道事業(3件) ・河川事業(2件) ・街路事業(1件) ・水道事業(1件)	
第4回	9月2日(火) 午後	岐阜県庁舎 6階 6南3会議室	○再評価の審議 ・道路事業(4件) ・河川事業(4件)	
第5回	10月27日(月) 午後	岐阜県水産会館 2階 中会議室	○再評価の審議 ・河川事業(8件)	
第6回	1月下旬 ~2月上旬頃		○事後評価の審議 農業農村整備事業、林道事業、 道路事業、街路事業	

岐阜県公共事業再評価要綱の運用について

「岐阜県公共事業再評価要綱」第5条の(2)に定める、費用対効果分析を実施しないことができる規定について、国土交通省の運用を参考に岐阜県の運用を定めることとしたい。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の運用について」(平成25年11月1日)において、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第5の3に定める費用対効果分析を実施できないことができる規定の運用が定められ、運用の詳細について判断根拠例も示された。

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(抄)**第5の3 ① 2) 事業の投資効果**

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあつては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

※「岐阜県公共事業再評価要綱」は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」を参考に策定されており、要綱第5条(2)において同様の規定を定めている。

岐阜県公共事業再評価要綱の運用について（案）

○岐阜県公共事業再評価要綱（抄）

第5条の（2）費用対効果分析

なお、事業着手時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

岐阜県公共事業再評価要綱第5条の（2）の費用対効果分析を実施しないことができる規定について、下記のとおり運用を定める。ただし、本運用に基づき費用対効果分析を実施しないことができるのは、当面の間、前回評価で費用対効果分析を実施している場合に限る。なお、岐阜県事業評価監視委員会の求めがあった場合等、必要が生じた場合については、下記にかかわらず、費用対効果分析を実施するものとする。

記

各事業において、以下の（ア）及び（イ）の全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

（ア）事業着手時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合

①事業目的

事業目的に変更がない

②外的要因

事業を巡る社会経済情勢の変化がない

判断根拠例：地元情勢等に変化がない

③内的要因

〈費用便益分析関係〉

1. 費用便益分析マニュアルの変更がない

判断根拠例：B/Cの算定方法に変更がない

2. 需要量等の変更がない

判断根拠例：需要量等の減少が10%*以内

3. 事業費の変化がない

判断根拠例：事業費の増加が10%*以内

4. 事業展開の変化がない

判断根拠例：事業期間の延長が10%*以内

※ただし、学識経験者等の意見に基づいて、別に基準が設定されている場合には、その値を使用することができる。

注) 上記2.～4.について、各項目が基準の範囲内であっても、複数の項目の変化によって、費用対効果分析の結果が基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。

なお、再々評価以降に実施する評価においては、前回評価時において実施した費用対効果分析の要因との比較を行うものとする。

(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合

事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい場合

判断根拠例：直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用が1%以上

または、前回評価時に感度分析を行っている場合において、下位ケース値が基準値を上回っている場合

費用対効果分析を実施せず、前回評価時の結果を適用する場合には、その判断根拠を別添様式により、岐阜県事業評価監視委員会に示した上で、対応方針(案)を審議する。

<事業評価監視委員会 説明資料>

- ・上記要件(ア)及び(イ)への該当状況を示した別添様式を作成する。
- ・費用対効果分析結果は、前回評価時点の結果を適用し、注釈を追記する。
「注：費用対効果分析に係る項目は、○年評価時点」

費用対効果分析実施判定票

年度:

事業名:

担当課:

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		<input type="checkbox"/>
外的要因		<input type="checkbox"/>
内的要因		<input type="checkbox"/>
<p>※ただし、学識経験者等の意見に基づいて、別に基準が設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の項目の変化によって、費用対効果分析の結果が基準値を下回ることを想定される場合には、費用対効果分析を実施する。</p>		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない		<input type="checkbox"/>
判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]		<input type="checkbox"/>
2. 需要量等の変更がない		<input type="checkbox"/>
判断根拠例[需要量等の減少が10%以内]		<input type="checkbox"/>
3. 事業費の変化		<input type="checkbox"/>
判断根拠例[事業費の増加が10%以内]		<input type="checkbox"/>
4. 事業展開の変化		<input type="checkbox"/>
判断根拠例[事業期間の延長が10%以内]		<input type="checkbox"/>
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合		
事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい		<input type="checkbox"/>
判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用が1%以上]		<input type="checkbox"/>
または、前回評価時に感度分析を行っている場合において、下位ケース値が基準値を上回っている		<input type="checkbox"/>
前回評価で費用対効果分析を実施している		<input type="checkbox"/>
以上により、費用対効果分析を実施しないものとする。		

費用対効果分析実施判定フロー

(ア) 費用対効果分析の要因に変化がない

○事業目的に変更がない

NO



YES

○社会経済情勢の変化がない
【例：地元情勢等の変化がない】

NO



YES

○前回評価時において実施した費用便益分析に関する要因に変化がない

1. 費用便益分析マニュアルの変更がない。【例：B/C算定方法に変更がない】
2. 需要量等の変化がない。【例：需要量等の減少が10%^{*}以内】
3. 事業費の変化【例：事業費の増加が10%^{*}以内】
4. 事業展開の変化【例：事業期間の延長が10%^{*}以内】

※ただし、学識経験者等の意見に基づいて、別に基準が設定されている場合には、その値を使用することができる。
注)なお、上記2.～4.について、各項目が基準の範囲内であっても、複数の項目の変化によって、費用対効果分析の結果が基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。

NO



YES

(イ) 実施することが効率的でない

下記の要件のうち、一方もしくは両方を満たしている場合

- 事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい
【例：直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用が1%以上】
- 前回評価時に感度分析を行っている場合において、下位ケース値が基準値を上回っている

NO



YES

費用対効果分析の実施について、再評価実施主体で判断

(費用対効果分析を実施せず、前回評価時点の結果を適用する場合)

□事業評価監視委員会 説明資料

- ・上記要件(ア)及び(イ)への該当状況を示した「費用対効果分析実施判定票」を作成する。
- ・費用対効果分析結果は、前回評価時点の結果を適用し、注釈を追記する。
【注：費用対効果分析に係る項目は、○年評価時点】



事業評価監視委員会にて、対応方針(案)を審議

費用対効果分析の実施



社会資本総合整備計画の評価について

「社会資本整備総合交付金要綱」第10により、社会資本総合整備計画の評価が義務づけられており、「社会資本整備総合交付金に係る計画等について（平成22年3月26日通知）」において、評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めることができることとされている。

そこで、岐阜県が実施する社会資本総合整備計画の評価について、新たに「岐阜県社会資本総合整備計画評価実施要綱」を策定し、岐阜県事業評価監視委員会に意見を聞くこととします。

社会資本整備総合交付金交付要綱（抄）

第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これを公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。

社会資本整備総合交付金に係る計画等について（抄）

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成し国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況
 - 二 事業効果の発現状況
 - 三 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
 - 四 今後の方針
- 5 地方公共団体等は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。

岐阜県社会資本総合整備計画評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が作成した社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）について、整備計画期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）および整備計画期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(整備計画の評価)

第2条 整備計画期間の終了時には、整備計画の目標の実現状況等について評価を行う。また、必要に応じて、整備計画期間の中間年度においても評価を行う。

(評価の実施時期)

第3条 中間評価の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、事後評価の実施時期は、整備計画期間の終了後または整備計画期間の最終年度中とする。

(評価事項)

第4条 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

(意見の聴取)

第5条 知事は、中間評価又は事後評価の内容および今後の方針の案について、岐阜県附属機関設置条例（平成25年岐阜県条例第1号）第1条に定める岐阜県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）に意見を聴くことができる。

(今後の方針の決定)

第6条 知事は、監視委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重し、今後の方針を決定する。

(公表)

第7条 知事は、中間評価および事後評価の結果を公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、整備計画の中間評価または事後評価の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。